

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

| | | | 資料番号 | 18 - 2 | 担当課 | 保健福祉課 |
|---|-------|------|-------|----------|-----------------|-------|
| 法令名 | 社会福祉法 | 根拠条項 | 98条1項 | 不利益処分の種類 | 県福祉人材センターの指定の取消 | |
| <p>[社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)]</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第98条 都道府県知事は、都道府県センターが、次の各号のいずれかに該当するときは、第93条第1項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第94条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。</p> <p>(2) 指定に関し不正の行為があつたとき。</p> <p>(3) この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>(指定等)</p> <p>第93条 都道府県知事は、社会福祉事業に関する連絡及び援助を行うこと等により社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに1個に限り、都道府県福祉人材センター(以下「都道府県センター」という。)として指定することができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該都道府県センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>3 都道府県センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p> | | | | | | |